

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正

一 育児休業の申出

1 期間を定めて雇用される者であつて、次のいずれにも該当するものは、その養育する一歳に満たない子について、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができるものとする。

① その事業主に引き続き雇用された期間が六月以上である者

② その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者（当該子の一歳到達日から六月を経過する日までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである者を除く。）

（第五条第一項関係）

2 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育する労働者であつて、当該労働者以外に当該子を養育する親がいないものは、当該子について、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることが

できるものとする。

(第五条の二関係)

二 労使協定による育児休業の適用除外の縮小

その事業所に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定(以下「労使協定」という。)で育児休業をすることができないものとして定めることができる労働者から、雇用期間が六月以上一年未満の労働者を除くものとする。

(第六条第一項関係)

三 同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例

労働者の養育する子について、当該労働者の配偶者が当該子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業をしている場合における育児休業期間を、当該子が一歳六か月に達するまでとするものとする。

(第九条の二関係)

四 期間を定めて雇用される者の介護休業の申出

期間を定めて雇用される者であつて、次のいずれにも該当するものは、その事業主に申し出ることに
より、介護休業をすることができるとすること。

① その事業主に引き続き雇用された期間が六月以上である者

② 介護休業開始予定日から起算して九十三日を経過する日（以下「九十三日経過日」という。）を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者（九十三日経過日から六月を経過する日までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである者を除く。）

（第十一条第一項関係）

五 労使協定による介護休業の適用除外の縮小

労使協定で介護休業をすることができないものとして定めることができる労働者から、雇用期間が六月以上一年未満の労働者を除くものとする事。

（第十二条第二項関係）

六 母子家庭及び父子家庭についての子の看護休暇の日数の延長

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者であつて、当該労働者以外に小学校就学の始期に達するまでの子を養育する親がいないものは、その事業主に申し出ることにより、一の年度において十労働日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、二十労働日）を限度として、子の看護休暇を取得することができるものとする事。

（第十六条の二第二項関係）

七 母子家庭及び父子家庭についての介護休暇の日数

要介護状態にある対象家族の介護その他の厚生労働省令で定める世話を行う労働者であつて、当該労働者以外に当該世話を行う者がいないものは、その事業主に申し出ることにより、一の年度において十労働日（要介護状態にある対象家族が二人以上の場合にあつては、二十労働日）を限度として、介護休暇を取得することができるものとする。

（第十六条の五第二項関係）

八 所定外労働の制限の対象となる労働者の拡大

1 事業主は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者であつて、労使協定で、所定外労働の制限の請求をできないものとして定められた労働者に該当しない労働者が当該子を養育するために請求した場合においては、所定労働時間を超えて労働させてはならないものとする。

2 労使協定で所定外労働の制限の請求をできないものとして定めることができる労働者から、雇用期間が六月以上一年未満の労働者を除くものとする。

（第十六条の八第一項関係）

九 時間外労働の制限及び深夜業の制限の対象となる労働者の拡大

時間外労働の制限又は深夜業の制限の請求をすることができない労働者から、雇用期間が六月以上一年未満の労働者を除くものとする。こと。
(第十七条第一項及び第十九条第一項関係)

十 労働者の育児休業又は介護休業中における待遇に関する事項等の書面での明示の義務化
事業主は、労働者が育児休業申出又は介護休業申出をしたときは、速やかに、当該労働者に対し、次に掲げる事項に関する当該労働者に係る取扱いを書面で明示しなければならないものとする。こと。

- ① 労働者の育児休業又は介護休業中における待遇に関する事項
- ② 育児休業又は介護休業後における賃金、配置その他の労働条件に関する事項
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

(第二十一条第二項関係)

十一 所定労働時間の短縮措置等

1 事業主は、その雇用する労働者のうち、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者であつて育児休業をしていないもの(一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるものを除く。)に関して、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づき所定労働時間を

短縮することにより当該労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための措置（2及び3において「所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならないものとする。

2 労使協定で所定労働時間の短縮措置を講じないものとして定めることができる労働者から、雇用期間が六月以上一年未満の労働者を除くものとする。

（第二十三条第一項関係）

3 事業主は、その雇用する労働者のうち、第二十三条第一項ただし書の規定により同項第三号に掲げる労働者であってその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものについて所定労働時間の短縮措置を講じないものとするときは、当該労働者に関して、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく育児休業に関する制度に準ずる措置又は労働基準法第三十二条の三の規定により労働させることその他の当該労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための措置（十二の1において「始業時刻変更等の措置」という。）のうちから、二以上の措置を講じなければならないものとする。

（第二十三条第二項関係）

十二 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置

1 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者（十一の3の労働者を除く。）のうち、その一歳（当該労働者が第五条第三項及び第五条の二の規定による申出をすることができる場合にあつては、一歳六か月。以下1において同じ。）に満たない子を養育する労働者で育児休業をしていないものにあつては始業時刻変更等の措置を、その雇用する労働者（十一の3の労働者を除く。）のうち、その一歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者にあつては労働者の申出に基づく育児休業に関する制度に準ずる措置又は始業時刻変更等の措置を講じなければならぬものとする。こと。

（第二十四条第一項関係）

2 事業主は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置に係る申出をし、又は当該労働者に当該措置が講じられたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとする。こと。

（第二十五条関係）

十三 紛争の解決

1 事業主が苦情の自主的な解決を図るよう努めなければならない事項に、労働者の育児休業又は介護休業中における待遇に関する事項等の書面での明示及び小学校就学の始期に達するまでの子を

養育する労働者等に関する措置を追加するものとする。

2 労働者の育児休業若しくは介護休業中における待遇に関する事項等の書面での明示又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置についての労働者と事業主との間の紛争を、都道府県労働局長による紛争の解決の援助及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会による調停の対象に追加するものとする。

(第五十二条の二関係)

十四 公表

労働者の育児休業若しくは介護休業中における待遇に関する事項等の書面での明示又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置に関する規定に違反している事業主に対し、厚生労働大臣がその違反に対し勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。

(第五十六条の二関係)

第二 雇用保険法の一部改正

一 育児休業給付金及び介護休業給付金の支給要件の緩和

1 育児休業給付金は、被保険者（高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。2及び二において同じ。）が、厚生労働省令で定めるところにより、その一歳（その子が一歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合及び当該被保険者が一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育する労働者であつて、当該労働者以外に当該子を養育する親がいない場合にあっては、一歳六か月）に満たない子を養育するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前一年間（当該休業を開始した日前一年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を一年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間））に、みなし被保険者期間が通算して六箇月以上であつたときに、支給単位期間について支給するものとすること。

（第六十一条の四第一項関係）

2 介護休業給付金は、被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、対象家族（当該被保険者の配偶者、父母及び子（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）並びに配偶

者の父母をいう。)を介護するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前一年間(当該休業を開始した日前一年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を一年に加算した期間(その期間が四年を超えるときは、四年間)に、みなし被保険者期間が通算して六箇月以上であったときに、支給単位期間について支給するものとする)こと。

(第六十一条の六第一項関係)

二 育児休業給付金の給付対象期間の延長

被保険者の養育する子について、当該被保険者の配偶者が当該子の一歳に達する日以前のいずれかの日において当該子を養育するための休業をしている場合にあつては、その一歳六か月に満たない子を養育するための休業をしたときに、育児休業給付金を支給するものとする。

(第六十一条の四第六項関係)

第三 施行期日等

1 施行期日

紛争の解決、公表及び過料に係る規定については、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。 (附則第一条第二号関係)

2 暫定措置

この法律の施行の際常時百人以下の労働者を雇用する事業主及び当該事業主に雇用される労働者については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、第一の一の1、第一の二、第一の四、第一の五及び第一の八から第一の十二までは、適用しないものとし、この場合において、改正前のこれらの規定はなおその効力を有するものとする事。 (附則第二条関係)

3 その他

その他所要の規定の整備を行うとともに、必要な経過措置を定めるものとする事。